

## 木更津市週休2日制適用工事試行要領 Q & A

令和4年3月

Q1 週休2日の対象期間が始まる現場着手日とは、本体工事に着手した日を指しますか。

A1 現場着手日とは、本体工事のための準備工事（現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入、仮設工事等）に着手する日となります。準備工事の内容については、細かく規定はいたしません。監督員と事前協議を行い、現場着手日以降は連続した工程となるよう心掛けてください。

Q2 現場閉所する曜日の指定はありますか。

A2 曜日の指定はありません。対象期間中の現場閉所状況に応じて週休2日の取組内容を判断します。

Q3 夏季休暇、年末年始休暇に指定日はありますか。

A3 夏季休暇、年末年始休暇は、受注者の休業日に合わせていただいて構いません。試行要領第2条第2号に規定するとおり、年末年始6日、夏季休暇3日を対象期間外とし、それ以上の休暇を取得する場合は現場閉所日に含めてください。

Q4 ある期間にまとめて現場閉所日を確保しても、週休2日の達成と認められますか。

A4 現場作業員の計画的な休暇等を目的として、まとめて現場閉所日としても問題ありません。また、週休2日の達成状況は、対象期間内の現場閉所率に応じて判断します。ただし、週休2日制適用工事の趣旨をご理解いただき、現場閉所日の取得に偏りが生じないよう休日取得の平準化に努めてください。

Q5 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日の取扱いはどのようになりますか。

A5 監督員に事前連絡をした場合、現場閉所日として取り扱うことができます。ただし、1日を通して現場を閉所してください。また、現場作業開始後、荒天により作業を中止した場合は、現場閉所日としてカウントできません。

Q6 計画していた現場閉所予定日に現場作業をする場合はどうすればいいですか。

A6 監督員に事前に連絡してから作業を実施してください。また、規定はしていませんが、必要に応じて振替閉所日を設定する等の対応を行い、対象期間内の4週8

休以上が達成できるよう努めてください。

Q 7 午前中作業をして、午後雨天のために現場閉所した場合、現場閉所日を0.5日としてカウントすることはできますか。

A 7 原則1日単位で実施の確認を行いますので、午前、午後どちらか一方のみの現場作業を行った場合、現場閉所とは扱いません。

Q 8 夜間作業が発生し、日付を跨いだ場合の取扱いはどのようになりますか。

A 8 着手した日を施工日として計上してください。

例：火曜日の22:00～水曜日の4:00まで夜間工事を行った場合  
⇒火曜日を施工日として計上してください。

Q 9 発注者指定方式の場合、月単位で4週8休を確保する必要がありますか。

A 9 対象期間内で4週8休以上が確保されていれば、週休2日の取組は達成となります。

Q 10 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められますか。

A 10 週休2日の確保を理由にした工期延伸は認められません。ただし、試行要領第5条第7項に規定されるような受注者の責によらない理由の場合には工期の延伸について協議してください。

Q 11 増工事等により工期延伸した場合、週休2日の達成についての判断はどのようになりますか。

A 11 工期延長した期間も含めた現場閉所率で判断します。対象期間等については、監督員と協議してください。

Q 12 現場代理人、主任（監理）技術者及び現場作業員が試行対象工事以外の工事現場で作業を実施した場合の取扱いはどのようになりますか。

A 12 週休2日の達成状況については、試行対象工事単位での現場閉所率で判断します。ただし、規定はしていませんが、週休2日制適用工事の趣旨をご理解いただき、現場作業員の方が週休2日を確保できるように努めてください。

Q 13 試行要領第2条第3号でいう「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業ですか。

A 1 3 次のような作業が考えられます。

- 現場内の定期的な巡回パトロール
- 緊急時の安全パトロール
- 災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害防止作業等）及び災害発生時の対応作業
- 現場内に設置したポンプや発電機等の機器の維持管理や重機等の保守点検
- 現場内の交通誘導警備

Q 1 4 週休2日制適用工事の契約締結後に受注者がやらなければならない作業、資料作成等について教えてください。

A 1 4 詳細は試行要領をご覧ください。主に以下の作業が必要です。

1. 受発注者間で工事工程等を「工事打合せ簿」により共有。
2. 受注者希望方式の場合、「工事打合せ簿」により週休2日制の実施希望の有無を協議。
3. 現場着手日及び現場完了日を記した「工事打合せ簿」により、監督員と対象期間について協議。
4. 現場閉所予定日が把握できる「計画工程表」を提出。
5. 工事看板等に週休2日制適用工事である旨の掲示。
6. 毎月「工事履行報告書」＋「週休2日制適用工事チェックリスト」の提出。  
(併せて現場閉所の確認用に作業日報等を提示してください。)
7. 現場閉所後、「週休2日制適用工事報告書」を提出。
8. 予定外の現場閉所や作業を行う場合、監督員への事前連絡。

Q 1 5 発注者指定方式において、施工途中で4週8休の達成が不可能となった場合、どのように対応すればよいでしょうか。また、同様に受注者希望方式において、施工途中で4週6休の達成が不可能となった場合、どのように対応すればよいでしょうか。

A 1 5 施工途中で達成できる見込みのない工事についても、原則として現場完成日までは現場閉所日のカウントを行い、試行要領に則った作業を継続して行ってください。ただし、不可能となった理由が災害や一時中止等に伴うものであれば、対象期間の変更等ができますので、受発注者間で協議してください。

Q 1 6 当初契約時、週休2日制試行対象工事ではありませんでしたが、変更契約により受注者希望方式に移行することは認められますか。

A 1 6 認めません。

Q17 週休2日を達成できなかった場合、工事成績評定点の減点はありますか。また、指名停止等の措置はありますか。

A17 週休2日の取組を達成できなかったことによる減点はありません。また、指名停止等の措置もありません。ただし、週休2日を達成できない場合においても、現場作業員の方が、計画的な休暇を取得できるよう配慮してください。

#### Q & A利用上の注意事項

1. Q & Aの記載内容は、予告なく変更・移転・削除する場合があります。
2. Q & Aの記載内容は、標準的な考え方を示しておりますので、入札公告や特記仕様書等で特別に記載されている内容が優先となります。